

議案第 67 号

小田原市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

小田原市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（昭和 41 年小田原市条例第 58 号）の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

小田原市下水道管路包括的維持管理業務事業者選定委員会	下水道管路包括的維持管理業務を行う事業者の選定等に関する事項につき、事業管理者の諮問に応じて審査し、その結果を報告し、及び必要と認める事項について意見を具申すること。	5 人以内
----------------------------	---	-------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 3 年 9 月 1 日提出

小田原市長 守 屋 輝 彦

（理由）

上下水道事業の附属機関として小田原市下水道管路包括的維持管理業務事業者選定委員会を設置するため提案するものであります。